

産前産後期間における所得割額及び均等割額を 免除するための条例の一部改正

1 議案の名称

加須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

2 改正の趣旨

こども・子育て支援の拡充等を図るための「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」(令和5年5月19日公布)において、「地方税法」の一部が改正(令和6年1月1日施行)されたことに伴い、産前産後期間における所得割額及び均等割額を免除するものです。

3 主な改正内容

<産前産後期間における所得割額及び均等割額の免除>

被保険者が出産予定又は出産した場合には、当該被保険者に係る所得割額及び均等割額を一定の期間において免除します(原則として、届出が必要です)。

区 分	内 容	
対 象 者	出産予定 又は 出産した被保険者	
免除期間	単胎妊娠	出産予定日(出産日)の属する月の前月から 出産予定日(出産日)の属する月の翌々月まで
	多胎妊娠	出産予定日(出産日)の属する月の3か月前から 出産予定日(出産日)の属する月の翌々月まで
免 除 額	対象者に係る所得割額及び均等割額の全額	

■免除期間のイメージ(出産予定日又は出産日が7月の場合)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
単胎妊娠の場合			← 4か月免除 →			
多胎妊娠の場合	← 6か月免除 →					

4 施行期日

令和6年1月1日

5 特記事項

改正に対応するためのシステム改修に係る補正予算を同時に議会に提案済。

(報告資料3参照)